

レンタカー事業における遵守事項について

令和8年2月18日

中部運輸局愛知運輸支局

レンタカー事業とは

貸渡人を自動車の使用者とし、有償で自家用自動車の貸し渡しを行う事業

■ レンタカー事業始めるには国土交通大臣の許可が必要

【道路運送法第80条第1項】

自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。

ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

■ 許可を受けようとする者は主たる事務所を管轄する運輸支局長に対し、申請が必要 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて （平成18年3月31日 愛運支局公示第7号）

なぜ許可制としているか（法規制の必要性）

- ・ レンタカーの借受人は、借り受ける車両の状態等について、知識を有していない。
- ・ 不特定の人に貸し渡すことになるため、責任の所在が曖昧になりやすい。
- ・ 万が一事故が発生した場合に、被害者等に補償を行えるような体制を整える必要がある。
- ・ 自動車運送事業経営類似行為等の防止。



借受人の安全・安心を確保するためには、一定の法規制が必要

禁止されている事項

- 自動車運送事業経営類似行為
自家用車（レンタカー）を使用して有償で人（物）を運ぶ行為
- 運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに附随した運転者の労務供給行為
運転者に係る情報提供を行うこと、
貸渡しに付随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行うこと
- 名義貸し
自己の名義を他人に利用させて事業を行う行為
- 乗車定員30人以上又は車両長7mを超えるバス、霊柩車、事業用車両の貸渡し

遵守すべき事項

- 貸渡簿の備え付けと保存
- 貸渡料金及び貸渡約款の掲示
- 借受人への貸渡証の交付
- 実績、車両数の報告
- 事務所における貸渡や車両の状況把握及び管理
- 貸渡車両の任意保険の加入
- 各種変更の届け出

貸渡人が上記の内容含め、道路運送法等関係法令に違反した場合は監査・行政処分の対象となることがあります。

レンタカー事業者が遵守すべき事項

1. 貸渡簿の備え付け

・以下の事項を記載する貸渡簿（貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる）を書面又は電磁的記録により備え、貸渡しの状況を的確に記録するとともに、貸渡しの終了日から2年間以上保存しなければならない。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的（自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合に限る。）
- キ 走行キロ数
- ク 貸渡料金
- ケ 事故に関する事項

レンタカー事業者が遵守すべき事項

2. 貸渡証の交付

・借受人には、以下の事項を記載した貸渡証を（書面あるいは電子メール等の電磁的方法により）交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行するように指示しなければならない。
※レンタカー型カーシェアリングを除く

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- キ 次の遵守事項
 - (ア) 「運行中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない」旨の記載
 - (イ) 「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができない」旨の記載
 - (ウ) 貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載
 - (エ) 「貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載

自動車貸渡証（記載例）

借受人氏名 愛知太郎
住所 愛知県〇〇市〇〇1000-1
運転者 本人
電話番号 059-234-8411
免許種類 普通 免許証番号 第12345678910号

自動車登録番号 名古屋 500 わ 〇〇〇〇
出発日・時刻 令和8年2月18日 10:00
到着日(予定) 令和8年2月19日 17:00

貸渡事務所 愛知県〇〇市〇〇1000-2
返還事務所 愛知県〇〇市〇〇1000-2

貸渡人氏名 株式会社 〇〇
貸渡人住所 愛知県〇〇市〇〇1000-3

【注意事項】

- ① 運行中は必ず携行し、警察官又は地方運輸局・運輸支局職員の請求があったときは呈示が必要です。
- ② 自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給(運転者の紹介及び斡旋を含む。)は一切いたしません。
- ③ 事故が発生した場合には・・・～・・・。
- ④ 貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検をお客様により実施していただきます。

レンタカー事業者が遵守すべき事項

3. 貸渡料金及び貸渡約款の掲示

・ 貸渡料金及び貸渡約款は、貸渡料金及び貸渡約款は、以下のいずれかの方法により、借受人に対して明示しなければならない。

- ① 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器による表示も可能）
- ② ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載
- ③ 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示

4. 任意保険の加入

・ 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険(任意保険)に加入するものであること。

- ア 対人保険 1人当り8,000万円以上
- イ 対物保険 1件当り200万円以上
- ウ 搭乗者保険(※) 1人当り500万円以上
(※)搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。

レンタカー事業者が遵守すべき事項

5. 実績・車両数の報告

・毎年度5月31日までに、前年度分の①「貸渡実績報告書」、②「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所を管轄する運輸支局長あて提出しなければなりません。
報告書類は、事務所を配置する県ごとに作成し、まとめてメールで以下のアドレスに提出してください。

提出先アドレス : hqt-rentacar.report@ki.mlit.go.jp

各報告書の様式は運輸局HP (<https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/jikou/renta/renta.html>) よりダウンロードできます。

※メールでの提出ができない場合は、運輸支局の窓口への持参、郵送・FAXでの提出も可能です。

- ① 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る「貸渡実績報告書(様式1)」
- ② 前年の3月31日時点における「事務所別車種別配置車両数一覧表(様式2)」
→令和7年度分の実績報告書を提出する場合は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの貸渡実績報告書、令和8年3月末の配置車両数一覧を令和8年5月31日までに提出。

貸渡実績報告書(令和7年度)
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

様式1

該当年度を選択

(愛知) 運輸支局長 あて

電子メールの
ください。データはエクセルでお願いします

貸渡車両を配置している事務所(使用の本拠)が存在する運輸支局名を記入

hot-rentacar.report@ki.mlit.go.jp

事務所別車種別配置車両数一覧に記

※延貸渡回数と貸渡日車数の計算例: 車を2台所有しており、A車を3日間、7日間、10日間(計3回)、B車を2日間、4日間(計2回)貸し出した場合、延貸渡回数は、5回(A車: 3回+B車: 2回)、延貸渡日車数は26日(A車: 20日間+B

業者名: 愛知レンタカー株式会社

所: 愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2

表者名: 愛知 太郎

延走行キロと総貸渡料金は貸渡簿の記

電話番号: 052-351-XXXX

①貸渡実績(レンタカー型カーシェアリングも含めたレンタカー事業全体の数字)

| 運輸支局名 | 事務所数 | 区分 | 車両数 | 延貸渡回数 | 延貸渡日車数 | 延走行キロ | 総貸渡料金 |
|-------|------|--------|-----|--------|---------|------------|------------|
| 愛知 | 2箇所 | 乗用車 | 30両 | 7,650回 | 9,180日 | 307,530 km | 5,080,000円 |
| | | マイクロバス | 両 | 回 | 日 | km | 円 |
| | | 貨物自動車 | 5両 | 1,350回 | 1,485日 | 74,399 km | 1,159,500円 |
| | | 特種用途車 | 両 | | | km | 円 |
| | | 二輪車 | 両 | | | km | 円 |
| | | 合計 | 35両 | 9,000回 | 10,665日 | 381,929 km | 6,239,500円 |

3月31日時点の車両数を記入すること。
上段は事務所別車種別配置車両数一覧の
3月31日現在の車両数と一致します。

※貸渡を行っている事務所(使用の本拠)を管轄する運輸支局(各都道府県)ごとに別業で作成して下さい。

※延貸渡回数と貸渡日車数の計算例: 車を2台所有しており、A車を3日間、7日間、10日間(計3回)、B車を2日間、4日間(計2回)貸し出した場合、延貸渡回数は、5回(A車: 3回+B車: 2回)、延貸渡日車数は26日(A車: 20日間+B車: 6日間)となる。

※貸渡期間が年度をまたぐ場合は、当年度分と次年度分に分けて集計願います。(3月30日~4月2日までの貸渡の場合は、当年度報告には3月30日と31日分を集計してください。)

②貸渡実績の内、レンタカー型カーシェアリングのみの情報

| 運輸支局名 | デポジット数 | 貸渡車両数 | | 0両 |
|-------|--------|---------|-----------|----|
| | | ワンウェイ方式 | ワンウェイ方式以外 | |
| 愛知 | 箇所 | 両 | 両 | 0両 |

①貸渡実績の中からカーシェアリングを行って
いる事務所がある場合に記載。

※レンタカー型カーシェアリングのみの情報欄は、「レンタカー事業全体の情報」の内数として記載してください。レンタカー型カーシェアリングを実施していない場合は記載不要です。

※ワンウェイ方式とは、車検証備考欄に「ワンウェイ方式」と記載された車両を指す。ワンウェイ方式以外はその他。

レンタカー事業者が遵守すべき事項

6. 各種変更の届け出

(1) 主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出が必要なもの【事後届】

- ① 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- ② 法人の役員
- ③ 貸渡料金及び貸渡約款
- ④ 貸渡しの廃止（事業の廃止）

事後届

(2) 貸渡車両を配置する事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出が必要なもの【事前届】

- ① 貸渡自動車の増車、代替（マイクロバスのみ）
- ② 事務所の新設・廃止
- ③ 事務所の名称若しくは所在地の変更
- ④ レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止
（レンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合）
- ⑤ レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止
（ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを初めて実施する、又は全てを廃止する場合）
- ⑥ 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止

事前届

レンタカー事業者が遵守すべき事項

7. 自家用マイクロバスの貸渡しの特例

・自家用マイクロバス（乗車定員29人以下であり、かつ車両長が7m以下の車両に限る。）の貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとし、自家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする者は、7日前までに、その旨を当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

①現在、マイクロバスの貸渡しを行っていない事業者にあつては、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績があり、かつ、届出前2年間において車両停止処分以上の処分を受けていないこと。

②既に、マイクロバスの貸渡しを行っている事業者にあつては、届出前2年間において車両停止処分以上の処分を受けていないこと。

貸切バス類似行為が多発したため、バス車両については基準が厳格化されている。

外国人観光客等へのレンタカー貸渡に係る安全確保の取組みの更なる徹底について

冬季の積雪等がある地域における、交通ルールへの知識や理解不足・雪道に不慣れなこと等による事故、雪道や私有地への違法駐車・車両放置等のトラブルやマナー違反、冬用装備（スタッドレスタイヤ等）の未装着や積雪・凍結道路での不慣れな運転によるスリップ・立ち往生による事故・渋滞等を未然に防止する観点から、以下のような対策を検討し、可能な対策から順次実施すること。

1. 貸渡に際し、日本の交通ルール、積雪・凍結道路での運転方法等について、より一層の周知徹底を図る。
2. 降雪・積雪等がない地域（例えば、首都圏空港、中部国際空港、関西国際空港や主要なターミナル駅、それらの周辺地域など）では、貸渡に際し、経由地を含む行先に、天気予報等で降雪・積雪の可能性のある地域を含むかどうかをより慎重に確認する。
3. 2. で確認した結果、経由地を含む行先に降雪・積雪の可能性のある地域が含まれる場合には、当該経由地や行先の天候や積雪、通行規制など道路情報の提供に努める、スタッドレスを装着した車両を貸渡す、パンフレット等を活用して雪道の運転上の注意事項などを伝え、より慎重な判断や運転操作を促すこと。
4. 道路交通法に基づき、積雪・凍結した道路を走行する場合には滑り止め措置を行うことが運転者に義務付けられていることについて、改めて周知を行う。

外国人観光客等へのレンタカー貸渡に係る安全確保の取組みの更なる徹底について



岐阜県北部では、12月から3月にかけて降雪が予想されますので、スノータイヤを必ず装着してください。



降雪による立ち往生 降雪による立ち往生 降雪時の除雪作業

雪が激しく降る場合、道路は通行止めになります。

国土交通省 中部地方整備局 高山国道事務所 飛騨市役所まちづくり観光課作成 チラシより

レンタカーで飛騨高山・白川郷・下呂へ観光される訪日外国人旅行者の皆様へ
 冬のレンタカーは、冬用タイヤが必須。4WD車・チェーン携行なら安心度アップ！



☆確認しておこう！！-冬の安心ドライブのための情報提供-

1. この冬、岐阜県飛騨地方へ行く方必見！雪道は危険がいっぱい。出発前にこの動画で安全対策をチェックしましょう！

旅先で大失敗しないために、もしアナタが空港から飛騨高山や白川郷など寒冷地を訪れようとしているなら...

【動画作成】 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所
 岐阜県警察本部 高山警察署



2. 快適なドライブ旅行をするためのチェックポイントをお知らせします

- ▼Check Point
- レンタカーを利用する前に
 - 日本の交通ルールの基本
 - 高速道路の走り方
 - 一般道の走り方
 - 交通情報・天候・自然災害に関する案内
 - 事故・トラブルの発生時
 - ガソリンスタンドの使い方
 - 中部エリア モデルコース・おすすめスポット

詳しくは、国土交通省中部運輸局ホームページにて紹介しています！



岐阜県レンタカー協会 岐阜運輸支局 作成 チラシより

補助事業について(ご参考)※今年度は応募終了した事業です。

交通DX・GXによる経営改善支援事業等補助金（令和7年度） 交通サービス利便向上促進事業

【担当部署】
国土交通省
物流・自動車局旅客課

公共交通機関における**ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備**するため、多言語対応の強化、キャッシュレス決済の普及等に関する個別の取組に対して支援します。

補助対象事業者

乗合バス・貸切バス・タクシー・公共ライドシェア・レンタカー事業者

補助対象経費と補助率

○リフト付きバス



補助率：1/4又は通常車両価格との差額1/2のいずれか少ない額
※別途制限有、別表参照

○ジャンボタクシー



補助率：1/3
※1両当たりの補助上限は60万円

○電源装置
情報端末への電源供給機器、非常用電源装置



補助率：1/2

補助事業の着手可能日：令和7年3月31日以降

○その他利便向上促進事業

連節バス、PTPS車載器等、BRTの停留施設の整備、サイクルバス、水陸両用バス、オープントップバス、上記以外のバス、多言語案内用タブレット、多言語翻訳システム機器等
その他別表に記載されているメニューの導入



補助率：1/3

※詳細は公募要領・別表をご確認ください。

問い合わせ先

令和7年度 交通DX・GXによる経営改善支援事業等補助金 事務局
メールアドレス：contact@kotsu-dx-gx.jp
コールセンター：0570-200-835

応募・交付申請期間

令和7年9月24日(水)14時～10月7日(火)16時
※マイページは9月12日(金)まで新規受付しております。

補助事業について(ご参考)※今年度は応募終了した事業です。

| 交通サービス利便向上促進事業 | | | | | | | | |
|----------------|--|--------------------------------|---------|----|------|----|-----|-------|
| 番号 | メニュー名 | 補助率 | 補助対象事業者 | | | | | |
| | | | 乗合 | 貸切 | タクシー | 公共 | 日本版 | レンタカー |
| I1 | リフト付きバス | 1/4又は通常車両価格※1との差額の1/2のいずれか少ない額 | | ○ | | | | |
| I2 | 連節バス | 1/3 | ○ | | | | | |
| I3 | PTPS車載器等 | | ○ | | | | | |
| I4 | BRTの停留施設の整備 | | ○ | | | | | |
| I5 | サイクルバス | | ○ | ○ | | | | |
| I6 | 水陸両用バス | | ○ | ○ | | | | |
| I7 | オープントップバス | | ○ | ○ | | | | |
| I8 | 上記以外のバス(例:レストランバス 仮想現実等の車内でエンターテインメントを提供する車両等) | | ○ | ○ | | | | |
| I9 | ジャンボタクシー | | 1/3※2 | | | ○ | | |
| I10 | 多言語案内用タブレット | 1/3 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| I11 | 多言語翻訳システム機器 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| I12 | 多言語案内サイネージの導入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| I13 | ホームページの多言語表記 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| I14 | 多言語研修の実施 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| I15 | 多言語バスロケーションシステムの導入 | | ○ | | | ○ | | |
| I16 | その他の多言語化に関する取組 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| I17 | 日本の交通ルール説明用多言語パンフレット等作成 | | | | | | | ○ |
| I18 | 訪日外国人旅行者運転中ステッカー作成 | | | | | | | ○ |
| I19 | 訪日外国人旅行者ドライブ支援アプリ開発 | | | | | | | ○ |
| I20 | 無料公衆無線LAN(無料Wi-Fi) | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| I21 | クレジット決済機器 | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| I22 | 交通系IC決済機器 | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| I23 | 二次元コード決済機器 | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| I24 | その他のキャッシュレス決済機器 | | ○ | | ○ | ○ | | |
| I25 | ETC読取機・プリンターの導入 | | | | | | ○ | |
| I26 | 情報端末への電源供給機器 | 1/2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| I27 | 非常用電源装置 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| I28 | バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化 | 1/3 | ○ | ○ | | | | |

よくある質問事項など

【車両の増車・減車について】

Q1. 貸渡自動車を増車・減車することとなりました。どのような手続きが必要ですか？

マイクロバス以外の車両を増車または減車する場合は**輸送担当への届出が不要**です。

レンタカー事業者である証明書の写しを変更登録等の書類に添付していただくとレンタカー車両のナンバーが付与されます。

Q2. マイクロバスをレンタカー車両としたいのですが、どのような手続きが必要となりますか？

マイクロバスを貸渡自動車とする場合には、その**7日前までに増車手続き**が必要となります。

既にマイクロバスのレンタルをしており、車両を増やす場合は**直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写し**を添付または提示が必要となります。

(※直近2年以内にマイクロバスの増車届出をしていた場合は前回の届出の際に提出した部分は省略可能です)

よくある質問事項など

【レンタカー事業者である証明書について】

Q3. 会社名の変更をすることとなりました。会社名の変更に伴い、新しい会社名のレンタカー事業者である証明書が発行されるのでしょうか？

新しいレンタカー事業者である証明書を発行します。

貸渡人の氏名又は名称の変更届（自家用自動車有償貸渡しに係る届出書）の提出と併せて現在のレンタカー事業者である証明書の提出をお願いします。

届出書は郵送での提出も可能です。届出書の控え・レンタカー事業者である証明書を返送しますので、郵送される場合は切手の貼った返信用封筒を同封して提出をお願いします。

（レンタカー事業者である証明書を折り曲げたくない場合はA4サイズが入る角2封筒等を返信用封筒としてご使用ください。）

レンタカーで飛騨高山・白川郷・下呂へ 観光される皆様へ



1. 雪道は危険がいっぱい。出発前にこの動画で 安全対策をチェックしましょう！

旅先で大失敗しないために、もしアナタが空港から飛騨高山や白川郷など寒冷地を訪れようとしているなら…

【動画作成】 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所
岐阜県警察 高山警察署



日本語
(Japanese)



英語 中国語(繁体字)
(English) (繁體中文)

2. 快適なドライブ旅行をするためのチェックポイントをお知らせします

- ✔ レンタカーを利用する前に
- ✔ 日本の交通ルールの基本
- ✔ 高速道路の走り方
- ✔ 一般道の走り方
- ✔ 交通情報・天候・自然災害に関する案内
- ✔ 事故・トラブルの発生時
- ✔ ガソリンスタンドの使い方
- ✔ 中部エリア モデルコース・おすすめスポット

詳しくは、国土交通省中部運輸局ホームページにて紹介しています！



日本語
(Japanese)



英語
(English)



中国語(繁体字)
(繁體中文)



国土交通省 中部運輸局 岐阜運輸支局
Gifu Transport Branch Office,
Chubu District Transport Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



岐阜県レンタカー協会
GIFU RENT-A-CAR ASSOCIATION

Renting a car to travel to the Hida region (Takayama, Shirakawa-go, and Gero, etc) this winter?



Important Information for Safe Winter Driving

1. Snowy/Icy roads can be very dangerous.
2. Before driving in winter, please watch this video to learn important safety measures.
3. Winter tires are a legal requirement.



(English)
(繁體中文)

Find useful tips about driving in Japan on this website



日本語
(Japanese)



英語
(English)



中国語(繁体字)
(繁體中文)

- ✔ Things to know before using a rental car
- ✔ Basic traffic rules in Japan
- ✔ How to drive on expressways
- ✔ How to drive on general roads

- ✔ Traffic information, weather, and natural disaster guidance
- ✔ What to do in case of an accident or breakdown
- ✔ How to use gas stations
- ✔ Suggested sightseeing driving routes



国土交通省 中部運輸局 岐阜運輸支局
Gifu Transport Branch Office,
Chubu District Transport Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



岐阜県レンタカー協会
GIFU RENT-A-CAR ASSOCIATION

掲載画像の一部は生成AIを用いて加工しています

今年冬天是否打算租車前往飛驒地區 (高山、白川鄉、下呂等地) 旅行？



安全冬季駕駛的重要資訊

- 1.積雪或結冰的道路非常危險。
- 2.冬季駕駛前，請觀看此影片以了解重要的安全對策。
- 3.冬季輪胎是法律規定必須使用的。



(English)
(繁體中文)

請在此網站上查找有關在日本駕駛的實用資訊



日本語
(Japanese)



英語
(English)



中國語(繁體字)
(繁體中文)

- ✔ 使用租車前應注意的事項
- ✔ 日本的基本交通規則
- ✔ 高速公路的駕駛方式
- ✔ 一般道路的駕駛方式

- ✔ 交通資訊、天氣與自然災害相關指引
- ✔ 發生事故或故障時的應對
- ✔ 加油站的使用方法
- ✔ 中部地區的示範駕駛路線與推薦景點

國土交通省 中部運輸局 岐阜運輸支局

Gifu Transport Branch Office,
Chubu District Transport Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



岐阜縣租車協會

GIFU RENT-A-CAR ASSOCIATION

掲載画像の一部は生成AI を用いて加工しています